

## ○●令和5年度アイスホッケー会員登録提出について(札幌)●○

「一般財団法人 札幌アイスホッケー連盟定款」第40条に基づき、第41条の登録に関する第2条に定められた通り、加盟団体・会員登録は毎年更新いたします。

### 1. 注意事項

- ①加盟団体登録は、会員数10名以上とします。
- ②必要事項は必ず記入してください。特に姓名（ふりがな）、生年月日、性別が未記入の場合は、情報が提供されるまで登録できません。
- ③外国人選手・スタッフの氏名は、漢字以外の場合、できる限り英字で登録してください。また、日本以外の国籍の場合、必ず備考欄に国名を記入してください。
- ④チーム第1回目の登録時に行われる選手移籍については、前所属および新所属の両チームから必要書類の提出があった時点で完了とします。（年度途中は書類の他、別途手数料が必要）
- ⑤会員が競技者として登録できるのは、オールドタイマー、インラインを除き、1団体に限られます。アイスホッケーとインライン、又アイスホッケーとオールドタイマーの登録は、同一人物であっても別に登録が必要です（登録料も別途必要）。

例：★1種A「チーム○○」とインラインで選手登録をする場合

		選手登録料	スタッフ登録料
1種A	チーム○○	6,500円	—
インライン	☆☆クラブ	2,000円	—

★1種A「チーム○○」とオールドタイマー「◇◇シニア」で選手登録をする場合

		選手登録料	スタッフ登録料
1種A	チーム○○	6,500円	—
オールドタイマー	◇◇シニア	4,500円	—

★オールドタイマーのみ選手登録をする場合 ※他チームでスタッフ登録のみしている場合も含む

		選手登録料	スタッフ登録料
オールドタイマー	◇◇シニア	6,500円	—

- ⑥スタッフ兼選手、または、異なるチームにおいてそれぞれスタッフ・選手として登録する場合は、両方で課金されます。

例：★1種A「チーム○○」で監督兼選手登録する場合

		選手登録料	スタッフ登録料
1種A	チーム○○	6,500円	9,500円

★1種A「チーム○○」で選手登録し、2種「△△大学」でスタッフ登録をする場合

		選手登録料	スタッフ登録料
1種A	チーム○○	6,500円	—
2種	△△大学	—	9,500円

- ⑦ただし、複数のチームでいずれもスタッフとして登録する場合は、同一人物1チームのみの課金とします。なお、登録料は、最初に登録申請したチームを課金対象とします。

例：★1種A「チーム〇〇」で選手登録し、

2種「△△大学」と6種「××少年団」でスタッフ登録をする場合

		選手登録料	スタッフ登録料
1種A	チーム〇〇	6,500円	—
2種	△△大学	—	9,500円
6種	××少年団	—	無料

※原則は先に登録申請するチームのスタッフとして課金されるため、6種の少年団を先に登録した場合は、6種のスタッフ登録料が9,500円、2種のスタッフ登録料が無料となる。

⑧登録申請の提出期限に遅れた場合、継続加盟団体であっても新規加盟団体扱いとなり、団体登録料も新規加盟の金額が課金となりますのでご注意ください。なお、更新登録手続き完了とは、提出書類・登録料納入が全て完了した時点を示します。

⑨年度内に1種Bより1種Aへ移籍する場合、手数料の他に1種Aの選手登録料が課金されます。

⑩会員の追加登録は年度内随時受け付けますが、各大会規定で特に定めがない限り、本連盟主催競技会は競技会開始30日前まで、また上部団体主催競技会は競技会開始50日前までに手続きを完了していなければ出場資格を得ることができません。

## 2. 新年度登録提出書類について

◆提出書類は下記のとおりです。

継続加盟団体・・・加盟団体台帳／登録料計算書／令和4年度登録リスト（送付済みのもの）  
新規・転入登録申請または新規・転入加入申込書（追加登録者がある場合）  
／登録変更承諾書（前年度加盟団体変更による追加登録者がある場合）

新規加盟団体・・・加盟団体台帳／登録料計算書／新規・転入登録申請または新規・転入加入申込書／登録変更承諾書（前年度加盟団体変更による登録者がある場合）

◆加盟団体台帳の連絡先の欄には、確実に連絡を取れる方、並びにその方の住所、電話番号、メールアドレスを記入してください。また、会員数の欄には、書類提出時の会員数を記入してください。

◆登録用紙は、継続加盟団体の場合、送付済みの令和4年度登録リストを使用し、訂正箇所がある場合は朱書で訂正、5年度登録しない会員については朱線を引き抹消してください。

新規加盟団体は新規・転入登録申請または新規・転入加入申込書を使用し、必要事項を全て記入してください。第2種（大学）は、備考欄に出身高校名及びその所在地（都道府県名）を必ず記入してください。なお、チーム第1回目の登録時は、転出・抹消届を別に提出する必要はありません。

◆登録料計算書は、登録用紙記載人数の会員参加料と加盟団体登録料を合算して提出してください。なお、登録料は必ず当連盟銀行口座へ振り込みしてください。

## 3. プライバシーポリシーについて

◆当連盟のプライバシーポリシーについては、上部団体である公益財団法人日本アイスホッケー連盟のプライバシーポリシーに準拠しております（別紙参照）。

※問い合わせ先：一般財団法人札幌アイスホッケー連盟

TEL.011-531-7765 FAX.011-531-7778 E-Mail:sihfsapporo@coffee.ocn.ne.jp